

令和7年流山市教育委員会会議第11回定例会会議録

1 日 時 令和7年11月19日（水曜日）
開会 午後2時00分
閉会 午後2時35分

2 場 所 流山市役所 301会議室

3 出席委員 教育長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
委 員 上條 理恵

4 欠席委員 委 員 羽中田 彩記子

5 傍聴者 なし

6 出席職員 教育総務部長 新倉 英之
学校教育部長 南 晓男
生涯学習部長 石川 博一
学校教育部次長兼学校教育課長 郡司 美紀
生涯学習部次長
兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋
教育総務課長 横尾 伸一
学校施設課長 横山 則之
指導課長 高畠 佐文
スポーツ振興課長 日向 茂人
博物館長 北澤 滋
いじめ防止相談対策室長 吉川 正一

7 事務局職員 教育総務課長補佐	遠山 美保
教育総務課庶務係長	石川 春樹
教育総務課主任主事	右田 宏樹
教育総務課会計年度任用職員	寺坂 真佐美

8 議案等

- 議案第 22 号 令和 7 年度教育費補正予算案について
- 議案第 23 号 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案について
- 議案第 24 号 流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について
- 議案第 25 号 流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 議案第 26 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 議案第 27 号 指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ（おおぐろの森小学校区））
- 議案第 28 号 指定管理者の指定の原案について（流山市生涯学習センター）
- 議案第 29 号 指定管理者の指定の原案について（流山市コミュニティプラザほか 7 スポーツ施設）
- 議案第 30 号 指定管理者の指定の原案について（一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明）

9 議事の内容

（開会 午後 2 時 00 分）

吉田教育長 ただいまから、令和 7 年流山市教育委員会会議第 11 回定例会を開会します。

まず、令和 7 年流山市教育委員会会議第 10 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。

（特になし との声あり）

吉田教育長 特になしということですので、承認ということにします。

これより議事に入りますが、議案第 22 号「令和 7 年度教育費補正予算案について」、議案第 23 号「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案について」、議案第24号「流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について」、及び議案第27号から第30号までの4議案「指定管理者の指定の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等事務連絡の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし　との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等事務連絡の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第25号「流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

この2つの施設については、市民等が生涯スポーツに親しむことを目的として、豊かな人生を楽しむことができる社会の実現を目的として設置された施設です。この施設については、この後御審議いただく指定管理議案に関する案件ですが、指定管理者の運用を視野に入れ、令和7年3月に「流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例」を設定したところです。指定管理者の決定については、本条例の運用にあたり抽選方法、使用許可の手続き、利用料の減免条件、禁止事項などを定めるものです。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし　との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第25号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし　との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、「教育委員会は毎年、委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出し公表しなければならない」とされています。

本案件については、9月17日に開催された第9回流山市教育委員会委員協議会にて、教育委員の皆様に事前に事務局案をお示ししたところです。委員協議会後、教育委員会内において点検評価委員2名から評価をいただき、このたび改めて教育委員会会議へ上程いたしました。昨年度いただいた御意見のなかでも、特に「取組や改善点等は可能な限り、より具体的に内容を盛り込むべきである。」ということを念頭に、各課において改めて最終確認を行い、このたびの議案といたしました。全体的に、取組内容や評価、課題、課題に対する改善点なども、より一層明確になったものと認識しております。改めて教育委員の皆様には、専門的な見地から様々な貴重な御意見を賜り、日頃より感謝申し上げます。今後についてですが、本日議決をいただきましたら、11月27日に招集される流山市議会第4回定例会に提出し、且つ市ホームページにて公表する予定となっております。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

吉田教育長

評価委員からの指摘については、特段問題はなかったという認識でよいのですか。

教育総務部長

概ね良くできているという評価をいただいています。

吉田教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし　との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし　との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、各課等事務連絡に移ります。指導課からお願ひします。

指導課長

(令和7年度流山市児童生徒科学作品展及び千葉県児童生徒科学作品展について)

文化芸術・生涯学習課長

(生涯学習センター受変電設備更新工事に係る休館について)

吉田教育長

以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願ひします。

(特になし　との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。
続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。

議案第22号「令和7年度教育費補正予算案について」

教育総務課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第23号「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案について」

教育総務部長、教育総務課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第24号「流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

学校教育部長、学校教育課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第27号「指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ（おお

ぐろの森小学校区)」

教育総務部長、教育総務課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第28号「指定管理者の指定の原案について(流山市生涯学習センター)」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第29号「指定管理者の指定の原案について(流山市コミュニティプラザほか7スポーツ施設)」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第30号「指定管理者の指定の原案について(一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明)」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

吉田教育長

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和7年流山市教育委員会会議第11回定例会を終了します。

(閉会 午後2時35分)